

令和5年度狩猟免許更新に係る 適性試験及び講習の御案内

取得した狩猟免許は3年ごとに更新する必要があります。

岩手県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行います。

第1 更新できる狩猟免許の種類等

- (1) 令和2年度に取得または更新した網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
- (2) (1)の免許を所持する方で、有効期間の満了しない他の免許を有している場合は、その免許

第2 適性試験及び講習の日時及び場所

振興局等	日 時	場 所	申請受付期間
二 戸	令和5年7月15日(土) 午後1時30分から	二戸地区合同庁舎 1階 大会議室	令和5年6月1日(木) から6月22日(木)
一 関	令和5年7月25日(火) 午後1時30分から	一関地区合同庁舎 3階 大会議室	令和5年6月12日(月) から7月3日(月)
大船渡	令和5年8月2日(水) 午後1時30分から	シーパル大船渡 大会議室	令和5年6月19日(月) から7月10日(月)
花 巻	令和5年8月30日(水) 午後1時から	和賀地区交流センター 多目的ホール	令和5年7月18日(火) から8月7日(月)
宮 古	令和5年9月1日(金) 午後1時から	宮古地区合同庁舎 3階 大会議室	令和5年7月19日(水) から8月9日(水)
盛 岡	令和5年9月14日(木) 午前10時から	岩手県公会堂 2階 21号室・26号室	令和5年8月1日(火) から8月22日(火)

※ 入り口付近で受験者同士が密集しないよう、各自ご注意願います。

※ 各会場における注意事項の詳細は、試験を実施する振興局等の指示に従ってください。

第3 受験できる者

現に狩猟免許を有している者で、岩手県に住所を有している者としてします。

第4 適性試験及び講習の内容

(1) 適性試験

次の項目について試験を実施します。

- ア 視 力
- イ 聴 力
- ウ 運動能力

(2) 講習

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受験者の自宅等における自主学習とし、講習に代えるものとします。なお、学習内容は次のとおりとし、学習時間は合計3時間以上とします。また、履修状況は効果測定問題の解答及びチェックシートにより確認します。

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具の取扱い
- ウ 鳥獣の判別
- エ 鳥獣の保護及び管理

第5 受験手数料

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許とも各1件 2,900 円を岩手県収入証紙で納付してください。

第6 受験手続提出書類

次の書類を、申請受付期間内に住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部(保健福祉環境センターの所管区域にあっては、保健福祉環境センター)に提出してください。

提出書類	提出部数	備 考
狩猟免許更新申請書	1 部	様式第 13 号
写 真	1 枚	6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0cm、横 2.4cm のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
受 験 票	1 枚	上記の写真を貼り、氏名、受けようとする狩猟免許の種類、試験日程を記載してください。
受験票送付用封筒及び切手	1 式	市販の長形 3 号又は洋形 2 号封筒の表に住所、氏名を記載し、84 円切手を貼付すること。
返信用封筒及び切手 (狩猟免許の郵送を希望する方のみ)	1 式	市販の角形 2 号封筒の表に住所、氏名を記載し、朱書きで「簡易書留」と記載して提出してください。併せて、返信用切手 460 円を、封筒に貼付せずに提出してください。
医師の診断書 (診断書の有効期間は、発行後 3 か月以内とする。)	1 部	次のア～ウに該当しない者であることが記載してある医師の診断書 ただし、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による銃砲所持許可を現に受けている者は、当該許可に係る許可証の写しを提出することとし、医師の診断書を要しない。 ア 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者 イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 なお、改正前の法の表現による診断書（精神病患者、知的障害者、癲癇病患者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚醒剤の中毒者でない旨）が提出された場合でも、法の基準を満たしていることから、これを受理してもよい。

第7 注意事項

- (1) 次の場合は、試験を受けることができなくなるので注意してください。
 - ア 試験開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中無断で退席した場合
 - ウ 他の者の迷惑になるような行動等を行った場合
 - エ 不正の手段によって試験を受け、又は受けさせようとした場合
- (2) 当日は、現有狩猟免許、受験票及び筆記用具を持参してください。
- (3) 現有狩猟免許は新狩猟免許が交付されるまでの間、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部が保管します。
- (4) 受験日は、受験票に記載した日に限られます。
- (5) 各会場とも駐車場に余裕がありませんので、公共交通機関を利用し、自家用車での来場は御遠慮ください。

第8 その他

災害その他やむを得ない事由で狩猟免許の有効期間内に更新を受けられなかった場合、一部免除による狩猟免許試験が受けられます。

詳しくは、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部までお問い合わせください。

第9 申込み先・問い合わせ先

申込みは、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部となります。

問合せは、下記申込み先又は岩手県環境生活部自然保護課（019-629-5371）までご連絡をお願いします。

申込書類（狩猟免許申請書、受験票、診断書）の郵送による取り寄せを希望する場合は、市販の角形2号封筒の表に住所、氏名を記載し、120円切手を貼付したものを、住所地を管轄する広域振興局保健福祉環境部へ提出してください。ただし、郵送による申込みは受け付けませんのでご注意ください。

申込み先（問合せ先）	所管地区	電話番号
盛岡広域振興局保健福祉環境部	盛岡地区	019-629-6583
県南広域振興局保健福祉環境部	奥州地区	0197-48-2422
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	花巻、北上、遠野地区	0198-41-5405
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	一関地区	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部	釜石地区	0193-27-5523
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	宮古、岩泉地区	0193-64-2218
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	大船渡地区	0192-22-9814
県北広域振興局保健福祉環境部	久慈地区	0194-66-9681
県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	二戸地区	0195-23-9219